



法学一問一答

2024

目次 Contents

基礎編	p. 010
-----	--------

標準編	p. 062
-----	--------

発展編	p. 134
-----	--------

一問一答の使い方

● 「一問一答」とは？

「一問一答」は、用語の意味を正確に暗記しているかどうかを確認するための問題集なんだ。「一問一答」を使って、用語を確実に覚えて、SA 対策準備を万全にしよう！



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

ただし、SA 試験対策としては単純に用語を暗記しただけでは実戦的ではありません！
10月号付録「SA 集」等で問題練習をすることもとても大切です。

● 本書のつくり

- 昇任試験でよく問われる約 1,000 問を厳選収録した一問一答形式の問題集です。
- 基礎・標準・発展の 3 レベルに分かれており、それぞれのレベルに応じて、集中的・効率的に学習ができるようになっています。

基礎

- 穴埋め式
- 用語を暗記しているかの確認

標準

- ×式
- 絶対に解けなければならない問題

発展

- ×式
- 試験で差がつく問題

【基礎編】

各科目の基礎的な知識を穴埋めにしています。

穴埋めの解答です。

2 基本的人権総論

総論

- 基本的人権とは、人が人であることにより **9** ながらにして有する権利をいう。
- 基本的人権は、**9** 的基本権、参政権、社会的基本権及び受益権に分類される。

基本的人権の限界

- 憲法 12 条は、国民は、基本的人権を **10** してはならないのであって、常に **11** のためにこれを利用する責任を負うと規定している。

- ① 最高法規 ② 国民 ③ 基本的人権 ④ 平和 ⑤ 象徴 ⑥ 国政
- ⑦ 国事に関する行為（国事行為） ⑧ 生まれ ⑨ 自由権 ⑩ 濫用
- ⑪ 公共の福祉

【標準編・発展編】

昇任試験頻出問題を厳選して出題しています。

基礎

標準

1 罪刑法定主義

意義

- 001** 罪刑法定主義とは、法律なければ犯罪もなく刑罰もなしとの原則をいう。

罪刑法定主義は、あらかじめ成文の法律で犯罪と刑罰が定められていなければならないという考え方である。

慣習刑法排斥の原則

- 002** 何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科されないことから、慣習法によって刑罰を科すことはできない。

慣習法による処罰は、罪刑法定主義（憲法 31 条）に反し許されない。



標準編・発展編は全問アプリで解くことができます！

一問一答 標準編・発展編 全問配信！

昇試対策アプリ

KORON PASSPORT の使い方

Step 1 アプリ「KORON PASSPORT」をダウンロードしましょう



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう



Step 2 会員登録をしましょう

1.会員登録を選択

会員登録

※はじめて利用される方はこちら
会員登録をお願いします。

ログイン画面下部の
会員登録を選択

2.必要事項を入力

会員登録

メールアドレス

パスワード

6桁～10桁の半角英数字で入力してください。

入力

確認用

3.メールを受信

会員情報登録後に
メールが届きます。
メールに記載の
URLへアクセスすると
会員登録が完了します。



Step 3 問題を追加しましょう

1.シリアルナンバーを入力



画面上の アイコンをタップして
懸賞ハガキ記載のシリアルナンバー
(数字12桁)を入力してください。

2.問題を追加



シリアルナンバー
入力後、
問題の横にある を
タップすると問題が
ダウンロードされます。

問題をダウンロードしたら学習を開始しましょう！



憲法

1	憲法総論	010
2	基本的人権総論	010
3	法の下の平等	011
4	精神的自由権	012
5	人身の自由	013
6	経済的自由権	015
7	参政権	016
8	社会権の基本権	016
9	受益権（国務請求権）	017
10	国民の義務	018
11	統治機構総論	018
12	国会	019
13	内閣	019
14	裁判所	020
15	財政	020
16	地方自治	020
17	憲法改正	021

行政法

1	警察法	022
2	国の機関	022
3	都道府県警察（広義）	023
4	都道府県警察相互間の関係	024
5	警察官の職権の範囲	025
6	警職法 2 条	026
7	保護（警職法 3 条）	027
8	避難等の措置（警職法 4 条）	028
9	犯罪の予防・制止（警職法 5 条）	028
10	立入り（警職法 6 条）	028
11	武器の使用（警職法 7 条）	029
12	地方公務員法	030
13	国家賠償法	031

刑法

1	罪刑法定主義	032
2	刑法の場所的適用範囲	032
3	不作為犯	032
4	違法性	033
5	責任（有責性）	034
6	未遂	035

7	共犯	035
8	殺人の罪	036
9	遺棄の罪	037
10	暴行罪	037
11	傷害罪	038
12	傷害致死罪	038
13	逮捕・監禁罪	038
14	脅迫罪	038
15	強制わいせつ・強制性交等の罪	039
16	名誉毀損罪	040
17	住居等侵入罪	040
18	信用・業務に対する罪	040
19	窃盗罪	040
20	強盗の罪	041
21	詐欺罪	044
22	恐喝罪	044
23	横領罪	045
24	放火罪	045
25	公務執行妨害罪	046
26	収賄の罪	047

刑事訴訟法

1	捜査機関	048
2	捜査の端緒	049
3	任意捜査と強制捜査	050
4	通常逮捕	050
5	現行犯逮捕	051
6	緊急逮捕	052
7	逮捕後の手続	053
8	捜索・差押え	053
9	令状による捜索・差押え	054
10	令状によらない捜索・差押え	055
11	捜索・差押えの範囲	056
12	電磁的記録物の差押え	056
13	検証	057
14	強制採尿・強制採血	058
15	接見交通権	058
16	自白（排除）法則・補強法則	058
17	伝聞法則	059



憲法

① 憲法総論	062
② 基本的人権総論	062
③ 精神的自由権	063
④ 人身の自由	064
⑤ 経済的自由権	066
⑥ 社会権の基本権	067
⑦ 受益権	067
⑧ 参政権	068
⑨ 国民の義務	068
⑩ 国会	068
⑪ 内閣	069
⑫ 裁判所	070
⑬ 地方自治	070
⑭ 憲法改正	071

行政法

① 警察法	072
② 警察官職務執行法	074
③ 行政法総論	079
④ 公務員法	080
⑤ 行政救済法	080

刑法

① 罪刑法定主義	082
② 刑法の場所的適用範囲	083
③ 刑法の時間的適用範囲	085
④ 刑罰の種類と適用	085
⑤ 構成要件該当性	086
⑥ 違法性	087
⑦ 責任（有責性）	090
⑧ 未遂	091
⑨ 共犯	093
⑩ 罪数	095
⑪ 個人的法益に対する罪①	095
⑫ 個人的法益に対する罪②	099
⑬ 社会的法益に対する罪	103
⑭ 国家的法益に対する罪	105

刑事訴訟法

① 刑事手続に關与する者	107
② 捜査総論	110
③ 捜査の端緒	111
④ 通常逮捕	113
⑤ 緊急逮捕	115
⑥ 現行犯逮捕	116
⑦ 逮捕後の手続	117
⑧ 逮捕・勾留に関する諸問題	118
⑨ 公訴時効	118
⑩ 令状による搜索・差押え	119
⑪ 令状によらない搜索・差押え	120
⑫ 搜索・差押えの実施	120
⑬ 電磁的記録に関する新たな捜査方法	123
⑭ その他の物的証拠の収集	124
⑮ その他の捜査	125
⑯ 供述証拠の収集	127
⑰ 証拠等	128



憲法

① 憲法総論	134
② 基本的人権総論	134
③ 精神的自由権	136
④ 人身の自由	137
⑤ 経済的自由権	139
⑥ 社会権的基本権	140
⑦ 受益権	141
⑧ 参政権	142
⑨ 国民の義務	143
⑩ 国会	143
⑪ 内閣	144
⑫ 裁判所	145
⑬ 地方自治	145
⑭ 憲法改正	146

行政法

① 警察法	147
② 警察官職務執行法	150
③ 行政法総論	156
④ 公務員法	157
⑤ 行政救済法	158

刑法

① 罪刑法定主義	160
② 刑法の場所的適用範囲	160
③ 刑法の時間的適用範囲	161
④ 刑罰の種類と適用	161
⑤ 構成要件該当性	161
⑥ 違法性	164
⑦ 責任（有責性）	167
⑧ 未遂	170
⑨ 共犯	172
⑩ 罪数	175
⑪ 個人的法益に対する罪①	175
⑫ 個人的法益に対する罪②	181
⑬ 社会的法益に対する罪	186
⑭ 国家的法益に対する罪	189

刑事訴訟法

① 刑事手続に関与する者	192
② 捜査総論	197
③ 捜査の端緒	197
④ 通常逮捕	199
⑤ 緊急逮捕	201
⑥ 現行犯逮捕	203
⑦ 逮捕後の手続	205
⑧ 逮捕・勾留に関する諸問題	205
⑨ 公訴時効	206
⑩ 令状による捜索・差押え	207
⑪ 令状によらない捜索・差押え	208
⑫ 捜索・差押えの実施	209
⑬ 電磁的記録に関する新たな捜査方法	213
⑭ その他の物的証拠の収集	213
⑮ その他の捜査	215
⑯ 供述証拠の収集	218
⑰ 証拠等	219

法令略称一覧

か	行訴法	行政事件訴訟法
	警職法	警察官職務執行法
	刑訴規則	刑事訴訟規則
	刑訴法	刑事訴訟法
	拳銃規範	警察官等拳銃使用及び取扱い規範
	国賠法	国家賠償法
	国公法	国家公務員法
さ	裁判員法	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
	地公法	地方公務員法
	地自法	地方自治法
	独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
	通信傍受法	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
	通信傍受規則	犯罪捜査のための通信傍受に関する規則
	道交法	道路交通法
は	犯捜規	犯罪捜査規範
	風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

●判例アドレス略称一覧

大判 (決)	大審院判決 (決定)
最判 (決)	最高裁判所判決 (決定)
最大判 (決)	最高裁判所大法廷判決 (決定)
高判 (決)	高等裁判所判決 (決定)
地判 (決)	地方裁判所判決 (決定)
地〇〇支判 (決)	地方裁判所〇〇支部判決 (決定)

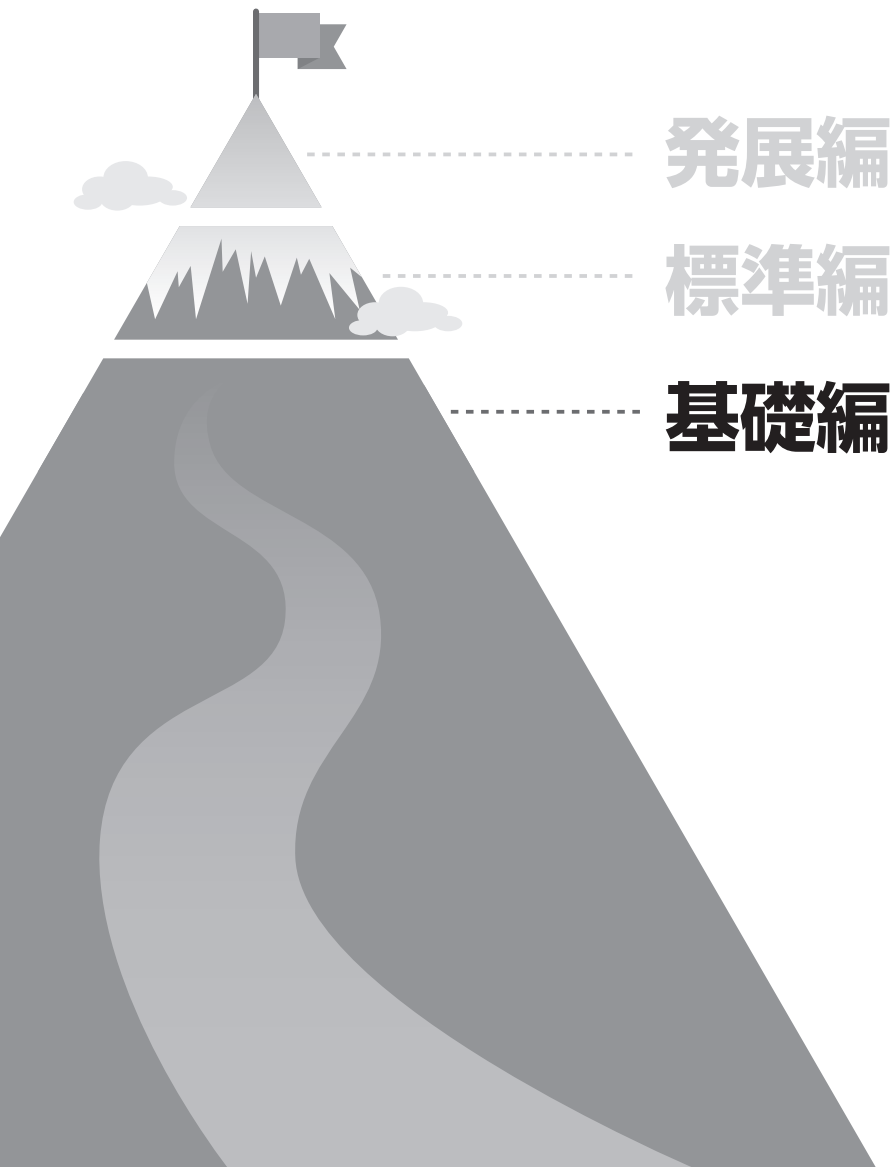
明 = 明治

大 = 大正

昭 = 昭和

平 = 平成

令 = 令和



發展編

標準編

基礎編

1 憲法総論

基本原理

- 憲法は国家の基本的秩序を定めるものであることから、当然に国の **①** たる性格を有する。
- 日本国憲法は、**②** 主権、**③** の尊重及び **④** 主義の3つの基本原理を中心として成り立っている。

天皇

- 天皇は、日本国の **⑤** 及び日本国民統合の **⑤** たる地位を有する。この地位は、主権の存する国民の総意に基づいて定められたものである。
- 天皇は、象徴としての地位のみを有し、**⑥** に関する権能を有しない。
- 天皇は、憲法の定める **⑦** のみを行う。

2 基本的人権総論

総論

- 基本的人権とは、人が人であることにより **⑧** ながらにして有する権利をいう。
- 基本的人権は、**⑨** 的基本権、参政権、社会的基本権及び受益権に分類される。

基本的人権の限界

- 憲法12条は、国民は、基本的人権を **⑩** してはならないのであって、常に **⑪** のためにこれを利用する責任を負うと規定している。

- ① 最高法規 ② 国民 ③ 基本的人権 ④ 平和 ⑤ 象徴 ⑥ 国政
 ⑦ 国事に関する行為（国事行為） ⑧ 生まれ ⑨ 自由権 ⑩ 濫用
 ⑪ 公共の福祉

- 基本的人権の制約は、他の個人や社会全体の利益との調整を図るためになされるのであるから、専ら個人の内面にとどまる純然たる **①** の自由については性質上制約することはできず、言論その他の形をとって **②** に表れたときに初めて調整を行うことが可能となる。

基本的人権の享有主体

- 基本的人権は人が人であることにより生まれながらにして有する権利であることから、その **③** 上日本国民のみを対象とするもの（例えば **④** 権や参政権）を除き、外国人にも保障される。
- ⑤** は、その活動の効果が自然人に帰属するものであるから、性質上可能である限り、基本的人権は保障される。

私人間における憲法の適用

- 人権規定は、本来、**⑥** 権力に対抗して国民の権利・自由を保障することを目的とするものであるから、私人間には原則として適用がないとされてきたが、今日では、私人間においても、一定の限度で人権保障の趣旨が及ぶと解されている。

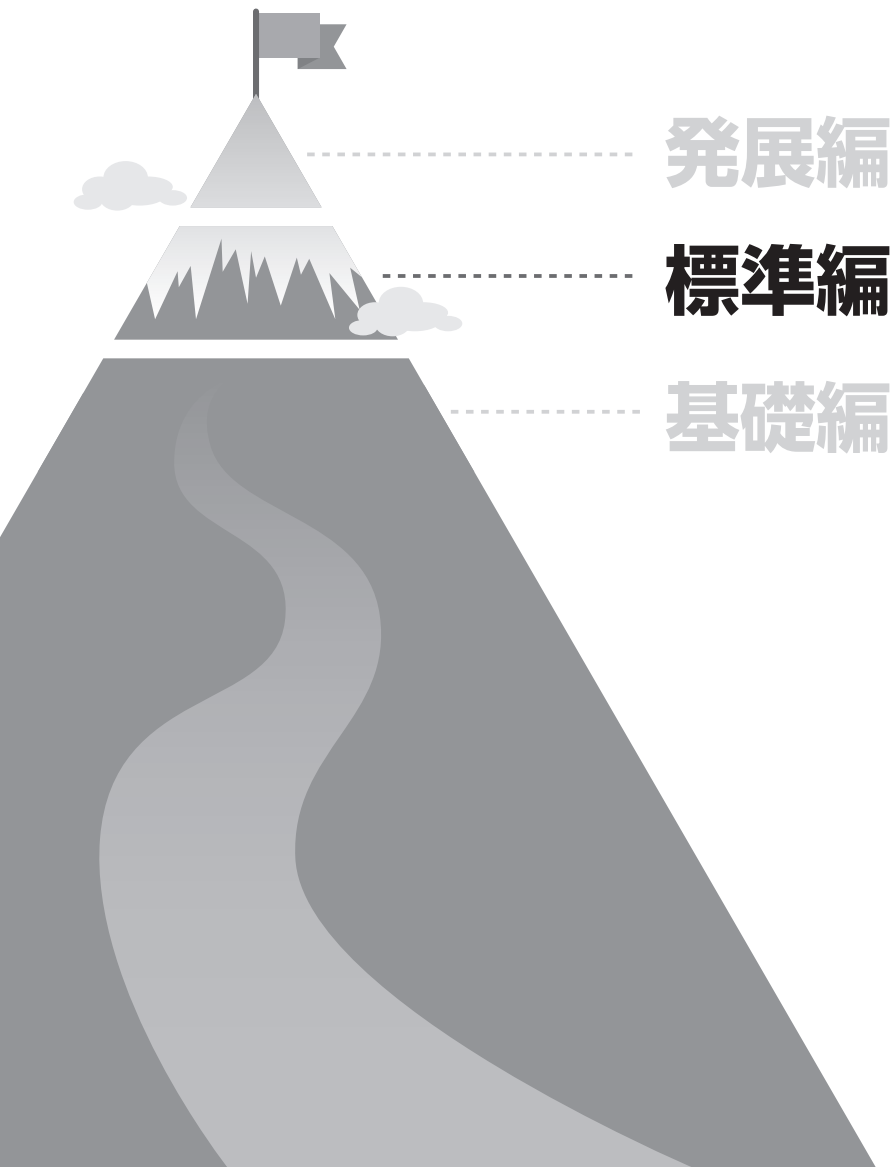
特別の法律関係における人権

- 特別の法律関係（刑事施設と受刑者の関係、国と国家公務員の関係等）においては、当該法律関係が憲法秩序の中で認められていること自体を根拠に、一般の法律関係とは **⑦** 人権制約も許される。

③ 法の下での平等

- 憲法 14 条は、全て国民は、**⑧** 平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないと規定する。
- 法の下での平等とは、既存の法の **⑨** において平等であるというだけでなく、**⑩** 過程においても全ての国民が平等に取り扱わなければならないことを意味する。

① 内心 **②** 外部 **③** 性質 **④** 生存 **⑤** 法人 **⑥** 国家 **⑦** 異なる
⑧ 法の下に **⑨** 適用 **⑩** 立法



1 憲法総論

基本原理

001 基本的人権とは、人が人であることにより生まれながらにして有する権利であり、国家以前の権利であって、行政、立法その他いかなる権力をもってしても侵すことができない。

憲法が保障する権利は普遍的な基本的人権であり、原則として、それを侵害することは許されない。



天皇

002 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

憲法1条は、天皇が国の象徴たる役割を持つこと、天皇の地位が国民の意思にその存立を有することと同時に憲法が国民主権主義を基礎としていることを定めている。



2 基本的人権総論

総論

003 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として絶対的に保障されるものの、公共の福祉によって制限を受けることがある。

基本的人権といえども、公共の福祉に反しない範囲で認められるものであるため、公共の福祉によって制限を受けることがある（憲法13条後段）。



基本的人権の限界

004 公共の福祉とは、人権を調整するための形式的な原理と考えられている。

「形式的な原理」は誤り。公共の福祉とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的な公平の原理と考えられている。



人権の享有主体

<p>005 基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人にも等しく及ぶ。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>判例は、憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶとしている（最大判昭53.10.4）。 ○</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

プライバシー権（肖像権を含む）

<p>006 プライバシー権は、現代の情報化社会においては特に重要なものであるから、公共の福祉による制限の例外とされ、絶対的に保障されている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>「公共の福祉による制限の例外とされ、絶対的に保障されている」は誤り。プライバシー権といえども絶対無制限なものではない。他の権利と同様に、公共の福祉による制約を受けることがある。 ×</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

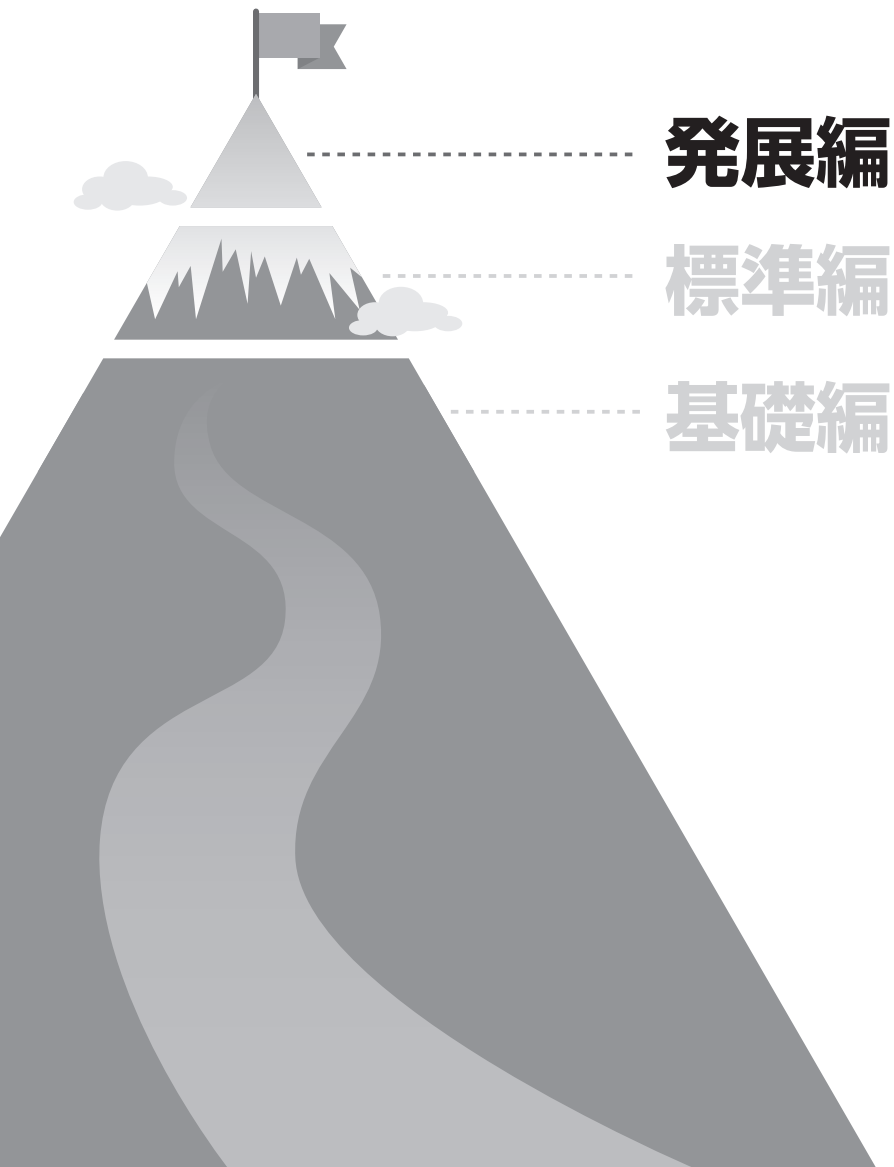
法の下での平等

<p>007 国民は、門地等を理由に、政治的、経済的及び社会的関係において、差別されない。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>憲法14条は、法の下での平等の原理を定めたものであり、基本的人権を保障するにも、義務を課するにも、平等な取扱いを要するとする。 ○</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------

3 精神的自由権

思想・良心の自由

<p>008 内心における思想・良心の自由は、人間のあらゆる活動の根底をなすものであるから、この自由が保障されることは、各種の基本的人権の基礎となるものである。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>枝文のとおり。 ○</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------



發展編

標準編

基礎編

1 憲法総論

天皇

001 国会は、天皇の国事行為に関して助言と承認を行い、その責任を負う。

「国会」は誤り。天皇の国事行為に関して助言と承認を行い、その責任を負うのは、「国会」ではなく、「内閣」である（憲法3条）。 ×

2 基本的人権総論

総論

002 国民は、憲法が保障する自由及び権利を保持しているが、これを濫用してはならず、公共の福祉のために利用する責任を負う。

憲法12条。憲法によって保障された権利や自由を目的外に利用することや正当な範囲を超えて行使することは、権利の濫用に当たり、許されない。 ○

003 憲法は、基本的人権について、侵すことのできない永久の権利であり、現在及び将来の国民に対し国家から与えられる旨規定している。

「国家から与えられる旨規定している」は誤り。「基本的人権」は、天賦の権利であって、国家から恩恵的に与えられるものではない（天賦人権説）。 ×

004 未成年者については、判断能力が未熟であり、心身の発達途上にあることなどから、人権の性質によっては一定の制約が肯定されることがある。

未成年者はいまだ心身共に発達途上にあるため、一部の基本的人権について、成年者とは異なる特別の制約に服する。 ○

基本的人権の限界

005 基本的人権は公共の福祉を理由に制限されるが、これは憲法の各条文に制限の可能性が明示されているか否かにかかわらない。

例えば、表現の自由は、それを保障した憲法21条には「公共の福祉」を理由とする制限は規定されていないが、法令による制限を受ける。 ○

人権の享有主体

<p>006 国際慣習法上、国家が自国に危害を及ぼすおそれがある外国人の入国を拒否することは当然の権利であり、外国人の入国を認めるか否かは、国家の自由裁量に属する。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>外国人に対しては入国の自由は保障されておらず、国家は外国人の入国を認めるか否かを自由に判断できる（最大判昭 53.10.4）。 ○</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------

プライバシー権（肖像権を含む）

<p>007 速度違反自動取締装置（一般的にオービスと呼ばれているもの）によって速度違反車両の運転者の容貌を撮影する際、無関係の同乗者の容貌を撮影することになっても、肖像権の不当な侵害であるとまではいえない。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>速度違反自動取締装置による速度違反車両の撮影の際、運転者の近くにいるため除外できない状況にある同乗者の容貌を撮影することになっても、憲法 13 条に違反しない（最判昭 61.2.14）。 ○</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>008 放火事件の発生に際し、警察官が、被疑者特定のための資料を収集する目的で、犯罪が行われた後間がない状況で、現場周辺に集まってきた野次馬を網羅的に撮影することは、肖像権の不当な侵害に当たる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>警察官による個人の容貌等の写真撮影は、現に犯罪が行われ、若しくは行われた後間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性及び緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても適法である（最大判昭 44.12.24）。 ×</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

法の下での平等

<p>009 選挙犯罪者の選挙権等を停止することは、選挙の公正確保の観点から、合理的差別と認められる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>最大判昭 30.2.9。 ○</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------